

名古屋市告示第81号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和4年3月7日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和4年3月7日

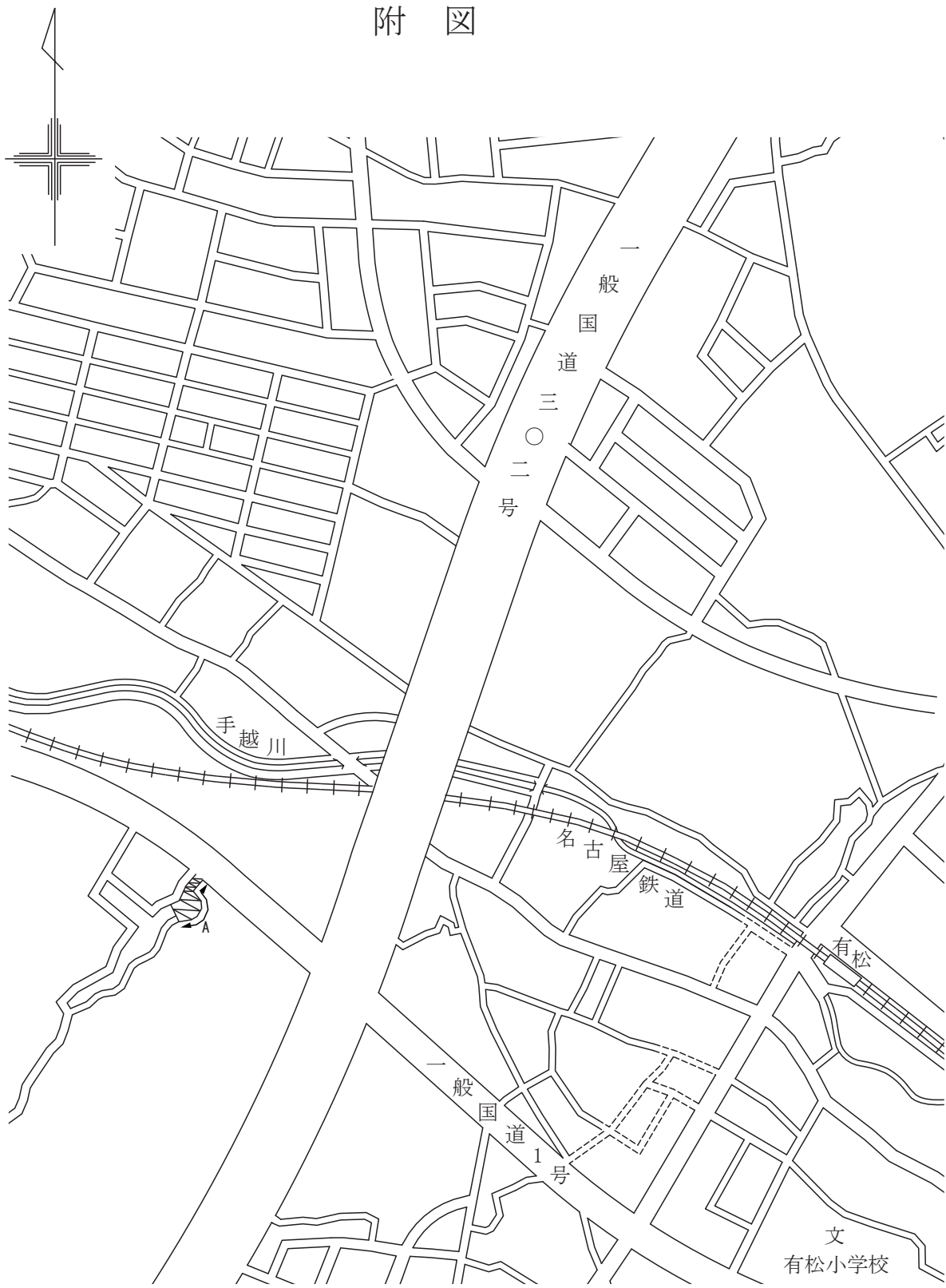
名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更及び供用開始

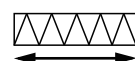
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	鳴海町第451号線	名古屋市緑区大高町字北平部1番の66地先から	前	0.038	平均 1.80	附 図
			名古屋市緑区大高町字北平部1番の66地先まで	後	0.038	4.13 ～ 22.87	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例

 区域変更により道路の幅員を改め供用開始する部分